

砂川市訓令第15号  
令和7年4月1日

砂川市嘱託型地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯澤明彦

(別紙)

## 砂川市嘱託型地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市嘱託型地域おこし協力隊設置要綱(平成24年訓令第43号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(任用)

第3条 地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、過疎地域の活性化に意欲があり、地域に溶け込む意思のある者で、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすもののうちから、市長が任用する。

- (1) 新たに砂川市の区域内に住所を定めた者であって、生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等若しくは海外から砂川市へ移したもの又は他の市町村において2年以上隊員として活動し、かつ、当該隊員としての任期終了の日から1年以内にあるもの。ただし、任用を受ける前に既に砂川市の区域内に住所を定めている者については、原則として含まない。
- (2) 砂川市の区域内に住所を定めている者であって、2年以上語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として活動し、かつ、当該活動終了の日から1年以内にあるもの

第7条第2項中「185,000円」を「210,000円」に改める。

## 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。